

丸亀市の漁業者の皆さんへ

丸亀市では、令和 4 年度において、自然災害や市場価格の低迷などによる漁業収入の減少に対し、漁業経営の安定化を支援するため、丸亀市漁業経営安定化支援緊急対策事業を実施します。

○丸亀市漁業経営安定化支援緊急対策事業補助金について

【対象者】

丸亀市に住所を有する者で、市内の漁業協同組合に所属する組合員
※各漁協ごとにとりまとめて申請を行います。

【対象経費】

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日までの期間に、全国漁業共済組合連合会を窓口として実施している、漁業災害補償法に基づく漁業共済制度への加入及び更新手続きの際に支払った保険料

【対象共済】

漁獲共済、特定養殖共済

【補助金額】

漁獲共済及び特定養殖共済の加入及び更新手続きの際に支払う保険料のうち、掛捨て部分の保険料の 1/2 以内で、10 万円を上限とします。

問い合わせ先

丸亀市農林水産課

TEL：0877-24-8845

丸亀市漁業協同組合

TEL：0877-23-4571

本島漁業協同組合

TEL：0877-27-3311

